

平成 29 年 3 月 1 日
九州電力株式会社

託送供給等約款の認可について

当社は、平成 28 年 10 月 31 日に認可申請を行った「託送供給等約款」について、認可申請後に行われた省令改正等を踏まえ、平成 29 年 2 月 28 日に経済産業大臣に補正申請を行い、本日、認可されました。

「託送供給等約款」とは、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものであり、今回、現行の「託送供給等約款」について、平成 29 年 4 月から開始される「新たなネガワット取引」及び「再生可能エネルギー電気の送配電事業者買取」等に対応するための見直しを行いました。

なお、見直しの概要は、以下のとおりです。

1．新たなネガワット取引開始に伴う見直し

(1) 電力量調整供給の設定

ネガワット事業者が行う特定卸供給（需要抑制により生じたネガワットを小売電気事業者に供給すること）に対し、一般送配電事業者が行うインバランス供給を「電力量調整供給」として設定しました。

(2) 電力量調整供給に係るインバランス料金単価

現行の発電量調整供給等に係るインバランス料金単価と同様の単価を設定しました。

(3) ネガワット事業者の契約の要件

ネガワット事業者に求める要件として、適切な需要抑制の指示ができることや、お客さま保護の観点から適切な情報管理が行えること等を設定しました。

2．再生可能エネルギー電気の送配電事業者買取に伴う見直し

再生可能エネルギー電気の買取義務者が小売電気事業者から送配電事業者に変更になることに伴い、インバランス料金算定単位の見直し等必要となる規定の見直しを行いました。

3．実施時期

平成 29 年 4 月 1 日

以 上